

特定生産緑地の指定の解除

生産緑地法第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

位置	面積	備考	図面番号
北区百舌鳥本町3丁444-2	189㎡	第 165 号生産緑地地区	1 / 2
中区深阪1丁2145	170㎡	第 623 号生産緑地地区	2 / 2